

表3 重症度

|         | A群 関与あり |       | B群 関与なし |       |
|---------|---------|-------|---------|-------|
|         | 人数      | 割合    | 人数      | 割合    |
| 重度      | 2       | 8.3   | 2       | 8.0   |
| 中度      | 7       | 29.2  | 10      | 40.0  |
| 軽度      | 13      | 54.2  | 9       | 36.0  |
| 疑い      | 2       | 8.3   | 3       | 12.0  |
| 不明・記載なし | 0       | 0.0   | 1       | 4.0   |
| 合計      | 24      | 100.0 | 25      | 100.0 |

では虐待者は誰なのだろうか。まず A 群を見ると、実母が 41.7%、実父が 20.8%、実母・実父が 12.5%と実親が多いものの、継父、継母、継父母、実父・継母もそれぞれ 4.2%、さらに内父も 8.3%と、実親以外

も 2 割を超える。しかし B 群では実母が 72.0%と 7 割を超え、他には実父 12.0%、実母・実父が 8%とこれだけで 9 割と実親がほとんどとなっている。

表4 虐待者

|       | A群 関与あり |       | B群 関与なし |       |
|-------|---------|-------|---------|-------|
|       | 人数      | 割合    | 人数      | 割合    |
| 実母    | 10      | 41.7  | 18      | 72.0  |
| 実父    | 5       | 20.8  | 3       | 12.0  |
| 実母・実父 | 3       | 12.5  | 2       | 8.0   |
| 継父    | 1       | 4.2   | 1       | 4.0   |
| 継母    | 1       | 4.2   | 0       | 0.0   |
| 継父母   | 1       | 4.2   | 0       | 0.0   |
| 実父・継母 | 1       | 4.2   | 0       | 0.0   |
| 内父    | 2       | 8.3   | 0       | 0.0   |
| その他   | 0       | 0.0   | 1       | 4.0   |
| 合計    | 24      | 100.0 | 25      | 100.0 |

## (2) 家族の状況

家族の状況を確認してみよう。家族の形態は親と子で形成されている核家族が多いが、母親・父親ともに生活する家族と、母親と子あるいは父親と子という「ひとり親」家庭も存在する。A 群を見ると、ひとり親家庭は 20.8%、父母と子の家庭が 66.7%となっているが、祖父母が同居している拡大

家族も 8.3%、その他もみられる (4.2%)。一方で B 群をみると、ひとり親家庭が 40.0%と多く、父母と子の家庭が 56.0%とこの 2 つで 9 割を超える。他には拡大家族がわずかに存在するだけである (4.0%)。

表5 家族構成

|           | A群 関与あり |       | B群 関与なし |       |
|-----------|---------|-------|---------|-------|
|           | 人数      | 割合    | 人数      | 割合    |
| 核家族(ひとり親) | 5       | 20.8  | 10      | 40.0  |
| 核家族       | 16      | 66.7  | 14      | 56.0  |
| 拡大家族      | 2       | 8.3   | 1       | 4.0   |
| その他       | 1       | 4.2   | 0       | 0.0   |
| 合計        | 24      | 100.0 | 25      | 100.0 |

さてそのような家族がどのような生活をしているのだろうか。住居について見てみると、A群では、アパートなどの賃貸住宅が半数と最も多く(50.0%)、次いで公営住宅が29.2%、一軒家が20.8%となっている。一方B群を見ると、賃貸住宅が36.0%と一番多いものの、公営住宅が24.0%、一軒家、間借もそれぞれ12.0%、不明が16.0%とA群と比較して多岐にわたっていると言

えよう。

また転居歴を確認してみると、A群、B群ともに半数前後に転居歴があることが確認された。転居歴が明確にないとする比率はA群では3割程度(33.3%)、B群では2割程度と10ポイント程度の違いがみられた(24.0%)。

表6 住居の状況

|         | 一軒家  | 公営住宅 | 賃貸住宅 | 間借   | 不明   | 合計    |
|---------|------|------|------|------|------|-------|
|         | 人数   | 割合   | 人数   | 割合   | 人数   | 割合    |
| A群 関与あり | 5    | 7    | 12   | 0    | 0    | 24    |
|         | 20.8 | 29.2 | 50.0 | 0.0  | 0.0  | 100.0 |
| B群 関与なし | 3    | 6    | 9    | 3    | 4    | 25    |
|         | 12.0 | 24.0 | 36.0 | 12.0 | 16.0 | 100.0 |

表7 転居歴

|         | 転居歴あり | 転居歴なし | 不明   | 合計    |
|---------|-------|-------|------|-------|
|         | 人数    | 割合    | 人数   | 割合    |
| A群 関与あり | 11    | 8     | 5    | 24    |
|         | 45.8  | 33.3  | 20.8 | 100.0 |
| B群 関与なし | 13    | 6     | 6    | 25    |
|         | 52.0  | 24.0  | 24.0 | 100.0 |

### 3. 虐待のリスク要因

#### (1) 経済的な要因の検討

先に家族の居住の状況や転居歴について確認したが、具体的にはどのような暮らしぶりだったのであろうか。ここでは児童虐待のリスク要因である「経済的な困難さ」という視点で見えていこう。

家族の経済的状況を把握する指標として、「課税世帯」「生活保護世帯」「非課税世帯」「不明・無回答」の4つのカテゴリーに分類したところ、半数程度は不明・無回答だ

ったものの、それ以外の3つのカテゴリーではその比率に違いが見られた。

保育所の関与があるA群では「課税世帯」が最も多いものの、「生活保護世帯」も2割を超え(20.8%)課税世帯と生活保護世帯では多少の違いがある程度である。しかしB群を見ると、「生活保護世帯」が4割とA群の2倍程度となっている。さらにA群では25%ほどだった課税世帯はわずか8%となっている。

表8 経済状況

|         | 課税   | 生活保護 | 非課税 | 不明・無回答 | 合計    |
|---------|------|------|-----|--------|-------|
| A群 関与あり | 6    | 5    | 0   | 13     | 24    |
|         | 25.0 | 20.8 | 4.2 | 50.0   | 100.0 |
| B群 関与なし | 2    | 10   | 2   | 9      | 23    |
|         | 8.0  | 40.0 | 4.0 | 48.0   | 100.0 |

このように本事例において課税状況が分かっているものについては、先に述べたような状況であった。しかし課税状況は半数程度が不明という現状である。そこで、ケースの事例の内容を読み込んだ上で、その家族の生活の困難度の印象を整理したのが表15である。

この表で確認すると、A群では「困難」が41.7%、「多少困難」が33.3%と7割を

超えるケースが困難を呈しているように見える。「非困難」とするケースは2割に満たない(16.7%)。一方でB群を見ると、「困難」が48.0%、「多少困難」が32.0%と、「困難」とする比率が半数近く、合わせると8割という結果である。また「非困難」とする比率はわずか8%という結果でありB群の困難度が高いことがわかる。

表9 生活困難度

|         | 困難   | 多少困難 | 非困難  | 不明・無回答 | 合計    |
|---------|------|------|------|--------|-------|
| A群 関与あり | 10   | 8    | 4    | 2      | 24    |
|         | 41.7 | 33.3 | 16.7 | 8.3    | 100.0 |
| B群 関与なし | 12   | 8    | 2    | 3      | 25    |
|         | 48.0 | 32.0 | 8.0  | 12.0   | 100.0 |

## (2) 保護者と子どもの要因

つぎに虐待のリスク要因を子どもと保護者にむけてみよう。まず子どもの状況である。「子ども自身に障がいをもっている」という比率は、A群では半数程度（54.2%）、B群では6割を超える（60.0%）。また子どもが「園を休みがち」であるという比率を見ると、A群では20.8%、B群では20.0%

と2割前後が該当する。子どもが保育施設を欠席がちであるという比率は、そう高い比率とは言えないものの、子どもが障がいを持っている比率は、半数を超え特にB群では6割を超えるという現実の特筆すべきであろう。

表10 当該児童の状況

|          | A群 関与あり |      | B群 関与なし |      |
|----------|---------|------|---------|------|
| 障害あり     | 13      | 54.2 | 15      | 60.0 |
| 保育施設休みがち | 5       | 20.8 | 5       | 20.0 |

それでは親の状況はどうだろうか。ケース記録の中から保護者がこれまでに経験した出来事について整理したものが表11である。これを見ると、経済問題、解雇・失業、離婚などの高さが目をひく。詳しく見てみよう。

まず「経済問題」である。A群は66.7%、B群72.0%と、およそ7割前後が経済的な問題を抱えていた。またそれにつながる出来事として「解雇・失業」の経験を持つ保護者がA群、B群ともに半数程度見られる（A群45.8%、B群52.0%）。

次に「離婚」である。こちらはA群54.2%、B群が72.0%と、B群のほうが20ポイント近く高い（17.8ポイント）。また離婚につながるような要因として考えられる「夫婦不和」「DV・疑い」「育児非協力」を見ると、「DV・疑い」は2～3割と比率としてはさ

ほど高いとは言えないが、A群に比べ10ポイント程度高い（A20.8%、B32.0%）。また、「夫婦不和」「育児非協力」については、3割～4割程度選択されているが、その比率に大きな違いは見られない（夫婦不和：A群29.2%、B群36.0%、育児非協力A群41.7%、B群36.0%）。また、それ以外の経験として、保護者の「けが・疾病」がA群では2割程度であるが（20.8%）、B群では4割近い（36.0%）結果であり、その差が気になるところである。

このように見ると、全体として保護者は様々な厳しい経験をしていると言えるが、中でも「けが・疾病」「経済問題」「離婚」「DV・疑い」などの生活をする上で影響が大きいと思われる経験項目すべてで、B群の比率が高くなっていることは注目される。

表11 保護者の状況

|         | けが・疾病 | 解雇・失業 | 経済問題 | 住居問題 | 拘禁  |
|---------|-------|-------|------|------|-----|
| A群 関与あり | 5     | 11    | 16   | 4    | 1   |
|         | 20.8  | 45.8  | 66.7 | 16.7 | 4.2 |
| B群 関与なし | 9     | 13    | 18   | 4    | 2   |
|         | 36.0  | 52.0  | 72.0 | 16.0 | 8.0 |

|         | 離婚   | 夫婦不和 | DV・疑い | 育児非協力 |
|---------|------|------|-------|-------|
| A群 関与あり | 13   | 7    | 5     | 10    |
|         | 54.2 | 29.2 | 20.8  | 41.7  |
| B群 関与なし | 18   | 9    | 8     | 9     |
|         | 72.0 | 36.0 | 32.0  | 36.0  |

4. 関与に関するかかわりの実態

(1) 通告前の虐待認識の有無と保護者への援助

保育機関では、児童相談所において虐待の受理をする以前に、児童への虐待を認識あるいは危惧していたのだろうか。保育機関の認識を「通告前から」「通告後から」「通告前後から」の3つのカテゴリーに加え、

それらの関わりの中で「通告前から中心的な関わり」を持っていた、「通告後から中心的な関わりを持っていた」「通告前後から中心的な関わりを持っていた」「中心的な関わりだが時期はわからない」「不明」を加え、8つのカテゴリーに分類した。

表12 保育所関与の時期 ※は保育機関が中心的役割

| 関与の時期と関与の程度 | A群 関与あり |       | B群 関与なし |       |
|-------------|---------|-------|---------|-------|
|             | 度数      | %     | 度数      | %     |
| 通告前         | 0       | 0.0   | 3       | 12.0  |
| 通告後         | 8       | 33.3  | 5       | 20.0  |
| 通告前後        | 6       | 25.0  | 5       | 20.0  |
| ※ 通告前       | 1       | 4.2   | 0       | 0.0   |
| ※ 通告後       | 3       | 12.5  | 0       | 0.0   |
| ※ 通告前後      | 5       | 20.8  | 0       | 0.0   |
| ※ わからない     | 1       | 4.2   | 0       | 0.0   |
| 不明          | 0       | 0.0   | 12      | 48.0  |
| 合計          | 24      | 100.0 | 25      | 100.0 |

関与ありの A 群を見ると、児童相談所が虐待相談の受理をする前に虐待を認識していたのは半数程度である（50.0%）。特に通告の前からはじまり、その後も関わっているケースが多い。そのうち 20.8%は中心的な役割を果たしている。またその場合のほとんどが保護者に対して、何らかの援助を試みているという結果であった。

具体的な援助の中身を見ると、子どもへの関わり方、しつけについてのアドバイスや子どもの状況を見守るというものである。さらにここで重要なことは 24 ケース中の 14 ケースで保育所が児童相談所への通告の契機となっていることである。つまり、保育所が子どもへの虐待の疑いを持ち、家族への働きかけをすると同時に、児童相談所や関係機関に働きかけているといえよう。また、家族への働きかけとして多かったのは、日常的な見守りという内容である。見守りの具体的な内容としては、欠席状況、食生活、弁当の有無、衣服の状況、子ども自身の状況（落ち着き）などである。さらに具体的な援助として、保育所側が保護者の養育相談の延長線として児童相談所に連絡をとったり、保護者が児童相談所と面談する場に付き添ったりなどの具体的なサポートをしている場合もある。

一方、関与なしの B 群を見ると、通告前の児童への虐待認識について、明確な認識がないケース、不明のケースは 17 ケースであった。明確な認識のないケースは、虐待ではなく児童の障害についての対応にあたっている場合や、児童の様子に不自然な点はないと考えている場合である。

## （2）受理後の保護者への援助

保育機関が、児童相談所から虐待の確認を受けて以降、保護者への関わりはあったのだろうか。また保護者の虐待への意識はどうだったのだろうか。ここでは、保護者の意識について「虐待認識がある」「支援の受け入れがある」の 2 点について、さらには支援の実態について「公的機関の支援」と「親身な友人や親族の支援」についての有無を見ていこう。

まず保護者は自分が子どもに虐待をしているという認識を持っているのだろうか。虐待の認識があるとしたものは A 群では 70.8%、B 群では 48.0%とほぼ半数以上の保護者は虐待の認識を持っているが、特に A 群では B 群よりも 20 ポイントほど高い比率になっている。

このように高い比率で虐待の認識があるという現状のなかで、支援を受け入れるという気持ちはどうであろうか。支援の受け入れがあるという項目について見てみると、A 群では 87.5%と 9 割近くが、B 群でも 64.0%と 6 割以上が支援の受け入れがあるという実態であった。

それでは具体的にどのような社会資源とつながっているのだろうか。まず友人や親族といったインフォーマルな支援があるのは A 群では 45.8%、B 群では 44.0%とおおよそ 4 割前後が親身になってくれる友人や親族がいるようだ。また保育所以外の公的機関の支援はどうだろうか。A 群では 58.3%と約 6 割が、B 群は 5 割を超える程度（52.0%）が公的な機関とつながりを持っているようだ。

では具体的にどのような機関とつながり

を持っているのだろうか。まず A 群を見てみよう。もっとも多いのは「小学校」の 58.3%である。次いで「市区町村」の 41.7%、「警察」が 33.3%、「保健所」が 29.2%、「家庭児童相談室」と「福祉事務所」がそれぞれ 25.0%、となっている。

一方 B 群は「小学校」が 60.0%とやはり

多い。しかし次いで多いのは「市区町村」の 48.0%、と「保健所」「福祉事務所」の 40.0%である。「市区町村」「保健所」「福祉事務所」ともに B 群の方が高い比率になっている。また「警察」は 12.0%と A 群の半数以下となっている。

表13 支援の受け入れ状況

|         | 虐待認識がある | 支援の受け入れがある | 公的機関の支援あり | 親身な友人・親族あり |
|---------|---------|------------|-----------|------------|
| A群 関与あり | 17      | 21         | 14        | 11         |
|         | 70.8    | 87.5       | 58.3      | 45.8       |
| B群 関与なし | 12      | 16         | 13        | 11         |
|         | 48.0    | 64.0       | 52.0      | 44.0       |

表14 保育所以外の支援機関の状況(ありとする比率)

|    | 市区町村 | 町村児福 | 家児相  | 保健所  | 福祉事務所 | 警察   | 小学校  |
|----|------|------|------|------|-------|------|------|
| A群 | 10   | 4    | 6    | 7    | 6     | 8    | 14   |
|    | 41.7 | 16.7 | 25.0 | 29.2 | 25.0  | 33.3 | 58.3 |
| B群 | 12   | 6    | 8    | 10   | 10    | 3    | 14   |
|    | 48.0 | 24.0 | 32.0 | 40.0 | 40.0  | 12.0 | 60.0 |

### (3) 受理後と現況

虐待通告の受理後、当該児童や家族はどのような状況にあったのだろうか。一時保護や施設入所の有無を見ていこう。

まず一時保護を要したかどうかについては、A 群では 45.8%、B 群は 44.0%と半数には満たないものの、一時保護の経験を持っていた。またその後施設入所の措置となったケースは、A 群は 33.3%、B 群は 40.0%となっており、こちらは B 群の方が多少高くなっている。

最後に当該児童の現況を確認しよう。現況について「指導継続」「終結」「助言」「中断」「施設入所中」の 5 つのカテゴリーに分

類したところ、A 群では終結が半数と最も多く (50.0%)、次いで助言、施設入所がそれぞれ 20.8%、指導継続はわずか 8.3%だけだった。一方 B 群を見ると、最も多かったのは終結の 48.0%、次いで助言の 28.0%、施設入所が 16.0%、指導継続と中断がそれぞれ 4%であった。

これらの結果を見ると、ほぼ同様の傾向を持ちながらも、一時保護の経験や現況において指導継続や助言で B 群が高い傾向にあることは、これまで見たように B 群の難しさを表している一面であると見ることができる。

表15 一時保護歴

|    | A群 関与あり |       | B群 関与なし |       |
|----|---------|-------|---------|-------|
|    | 人数      | 割合    | 人数      | 割合    |
| あり | 11      | 45.8  | 11      | 44.0  |
| なし | 13      | 54.2  | 14      | 56.0  |
| 合計 | 24      | 100.0 | 25      | 100.0 |

表16 施設入所

|    | A群 関与あり |       | B群 関与なし |       |
|----|---------|-------|---------|-------|
|    | 人数      | 割合    | 人数      | 割合    |
| あり | 8       | 33.3  | 10      | 40.0  |
| なし | 16      | 66.7  | 15      | 60.0  |
| 合計 | 24      | 100.0 | 25      | 100.0 |

表17 現況

|      | A群 関与あり |       | B群 関与なし |       |
|------|---------|-------|---------|-------|
|      | 人数      | 割合    | 人数      | 割合    |
| 指導継続 | 2       | 8.3   | 1       | 4.0   |
| 終結   | 12      | 50.0  | 12      | 48.0  |
| 助言   | 5       | 20.8  | 7       | 28.0  |
| 中断   | 0       | 0.0   | 1       | 4.0   |
| 施設入所 | 5       | 20.8  | 4       | 16.0  |
| 合計   | 24      | 100.0 | 25      | 100.0 |

## 5. 保育所の関与の有無による考察

### (1) 保育所の関与可能なグループ

虐待児童について保育所が積極的に関与しているグループの特徴を整理してみよう。まず言えることは、先に見たように保育機関が中心的な働きをしているケースが散見されたということである。その要因はいくつかあると考えられるが、その一つが虐待の種別にある。保育機関が関わりをもつグループでは身体的な虐待が多い。つまり、身体的な虐待は視覚的に捉えやすいために、保育者が子どもの虐待に気がつくことが多

いのではないか。また保育機関は就学前の子どもが、日中過ごす場であり、特に保育所は園で過ごす時間が長い。そのため子どもの様子や変化に気がつくことも多い。そのためいわば必然的に中心的な機関としての役割を果たしているのだとみることができる。

また関与をしているグループでは、虐待の認識があり、かつ援助を受け入れている人が多いということも特徴である。つまり保育所や幼稚園に子どもを入所している保護者は、支援のいとぐちが見えないという



程度ではなく、支援につながりやすい要因を持っていると考えることができる。

## (2) 関与していないグループの特徴

本稿で対象としたケースの中で、保育機関の関わりが「消極的」「ない」とした「B群」は25ケースである。これらB群は先に見たように、保育機関の関わりがあるA群に比べ生活全般の困難が大きいことは先に確認したところである。さて、このB群を詳しく見てみよう。

虐待通告の受理時、対象児が保育所や幼稚園に入所していたケースは25ケース中10ケースだけだった。つまり半数以上のケースは保育所や幼稚園、託児所といった保育機関には入所していないのである。また、虐待通告の受理後、保育所を活用した例はあるものの、わずか1例のみと少ない。その一方で、その後施設入所や通所に結びついたケースが7例と目立っている。つまり保育機関の関わりがない部分を、当該児童のきょうだいが在籍する学校や、保健所の保健師をはじめとして、保育機関以外の社会資源でサポートしているといえよう。

さて対象児が保育所や幼稚園に入所していながら、その後の対応に関与していなかったのはどのような場合であろう。まず見られたのは、当該児童がなんらかの障害を持っている場合である。このような場合、保育者の関心が子どもの障害に向いているため、虐待の事実が見えにくくなっていることが考えられる。また、入所しているが休みがちである場合や、保育料が未納となっていたため退所になった例も散見された。

このように保育機関が関わっていなかったケース25例について、その特徴を見てみ

たが、全体として言えることは、保育機関の関わりのないケースには、そもそも子どもが保育機関に通園していないということがある。それらの中には、以前は入所していたが、退園してしまった例や、入所しているものの休みがちなどである。言い換えれば、保育機関への通園も難しい状況であると見ることができる。

## おわりに

本稿では、5歳児ケースと対象として、どの程度保育機関が関わっていたのか、どのように関わっていたのか、さらに保育機関が関わることでできていたケースと、できなかったケースはどのような特徴を持つのかについて、保育機関の関わりの有無という視点を通して明らかにしてきた。その結果以下のような知見を得ることができた。

- ① 保育機関が関わっているケースと、関わりが少ないケースでは虐待の種別や重症度に違いが見られた。
- ② 保育機関が関わっているケースでは、虐待の認識を持ち支援の受け入れに肯定的な比率が高い。
- ③ 保育機関が関わっていないケースでは、経済的な状況をはじめ、生活の困難度が高い傾向があった。
- ④ 保育機関が関わっていないケースでは、保育機関以外の多様な機関の関わりがある。

これらの結果を簡単に述べれば、身体的な虐待は発見しやすいため、保育所が支援に関わるすることができる。その結果として虐待の進行を予防することができる、あるいは

はある時点で通告につながるため、重症度の違いとなって現れることが考えられる。一方でネグレクトは明確な虐待と判断しにくく支援の手が遅れるという可能性を持つのではないか。

また保護者が支援の受け入れに肯定的なのは、そもそもそのような親だったからそうなのか、保育機関の努力によって保護者の気持ちを開かせたのかということがある。本稿では提示しなかったが、具体的なデータを見る限りでは、後者の要因が大きいのではないかと予測された。

一方で保育機関が関わっていないケースでは、生活の困難度も高いことが明らかであった。ただし、そのような中でも全く支援の手がないということではなく、保育機関以外の多様な機関が家族を支えている現実には希望が持てる。

このように保育機関が関与しているか否かによって、子どもや家族の状況に違いが見られた結果であった。家族にとって保育所や幼稚園はもっとも身近な社会資源である。しかし、困難の多い家族こそ、そことのつながりが薄いということが改めて明らかになった。しかしそれは言い換えれば、保育所や幼稚園に通所している子どもや保護者は援助につながる可能性が大きいという見方もできると言えよう。

本稿では基本的な情報を中心に分析を進めたが、今後はこれをベースにしながら詳細な分析をすすめ、保育機関がどのような関わりが可能なのかなどについて明らかにしたい。

注

<sup>1)</sup>調査の方法等については、松本伊智朗「平成19年度総括研究報告」を参照のこと。

『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的  
困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』

研究代表者 松本伊智朗

分担研究報告（Ⅲ 保育所・学校における支援）

6 学童の虐待の現状と小学校の役割

戸田まり（北海道教育大学札幌校）

研究要旨

本報告は、「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証研究」の全体調査から、当該児が 10 歳である 28 事例を取りあげ、虐待の種別により学校の関わりはどう異なるか、また、子どもの抱える困難とはどのような関連があるのかについて検討した。

受理時の虐待種別では、身体的虐待とネグレクトがそれぞれ 13 例ずつで全体の 9 割以上を占め、心理的虐待と性的虐待は少なかった。また小学校は、当該受理以前には 7 割が、当該受理以降では 8 割弱が子どもに対して何らかの対応をしており、まったく学校について記載のない記録はほとんど見られなかった。このことから、小学校は虐待を早期発見する拠点として機能していると考えられる。

子どもの虐待種別に見ると、ネグレクトの場合に当該受理以前から学校が子どもや家庭に働きかけているケースが多かった。ネグレクトでは大多数に不登校傾向が認められたが、不登校をはじめとして欠食や不潔などの目に見える子どもの状況が、虐待として受理される以前から学校が関わる大きな理由であると考えられる。身体的虐待の場合は、受理以前から学校が関わっていたケースが 6 割弱で、当該児に病弱あるいは何らかの障害や、暴力・非行傾向が見られることが多かった。

当該受理以降も、児童相談所と連携しながら対応する学校が約 8 割であった。対応の内容は見守りがほとんどであった。学校ならではの積極的な対応としてはどのようなことができるのかを考えることが今後の検討課題のひとつであろう。

## A 研究目的

子どもの虐待は、虐待防止法が平成12年に成立してから減少することなく現在に至っている。平成20年度には虐待による相談件数が全国で年間42,664件に達したが、例年、その35%前後が小学生である。

小学校は義務教育であり、すべての児童が就学する場であるため、学校において被虐待児を発見する可能性は高く、早期発見のための重要な拠点と考えられている。また虐待事例として児童相談所が対応した後も、子どもの支援についてもっとも連携を取るべき機関の一つである。

本報告では主として10歳ケースの分析から、小学校で被虐待児への対応がどの程度なされているか、また虐待の種別によって関わり方は異なるのか、子どもの抱える困難と対応との関連はどうかについて調べ、学校が果たすべき被虐待児への支援のあり方について検討することを目的とする。

## B 研究方法

### 1. 調査対象の概要

本報告で対象とする事例は受理時に10歳であった計28事例である。男女別では男児17例(60.7%)女児11例(39.3%)で、男児の方がやや多い。受理時の虐待種別では、身体的虐待とネグレクトが13例ずつで全体の92.8%を占め、心理的虐待と性的虐待はそれぞれ1事例であった。虐待種別に大きな性差は認められない(表1)。これらは、今回の調査全体の傾向と大きくは変わらない(総括研究報告の表1参照)。ただし10歳ケースでは身体的虐待として受理された中に、それだけでなくネグレクトも重なっている場合が6事例含まれている。また心理的虐待と、ネグレクトとして受理されたうちの1事例では身体的虐待も伴っていた。そこで本報告では、以降、「身体的虐待を主とするもの」、「ネグレクトを主とするもの」と表記し、これらの群間での差違を中心に検討してゆく。

表1 性別に見た虐待の種別

|     | 虐待の種別 |       |     |     | 計     |
|-----|-------|-------|-----|-----|-------|
|     | 身体    | ネグレクト | 心理  | 性的  |       |
| 男   | 8     | 9     | 0   | 0   | 17    |
| (%) | 47.1  | 52.9  | 0.0 | 0.0 | 100.0 |
| 女   | 5     | 4     | 1   | 1   | 11    |
| (%) | 45.4  | 36.4  | 9.1 | 9.1 | 100.0 |
| 合計  | 13    | 13    | 1   | 1   | 28    |
| (%) | 46.4  | 46.4  | 3.6 | 3.6 | 100.0 |

### 2. 調査内容と分析方法

児童相談所の相談記録から作成された調査票から、当該児の年齢が10歳であった28例を抜き出した。これを虐待の種別と、子ども本人の直面する困難を中心に整理し直した。さらに各事例の概要の中から、

1) 当該受理に至る経過、

2) 受理時の子ども・家族の状況、

3) 子ども・家族の状況と支援の推移、

4) 現在の支援体制と子ども・家族の現況、を中心に、何らかの形で学校がかかわっていたものを抜き出し、当該受理以前と以降に分けて整理した。

## C 研究結果

### 1. 当該受理までの経緯

これら 28 事例の中で、今回の調査で対象となった受理（以降、「当該受理」と表記する）以前に児童相談所と関わったことがあるかどうかについて示したものが表 2 である。

身体的虐待が主である事例では、当該受理が初めてという事例が 8 例（61.5%）と過半数を占めるが、ネグレクトは 3 例（23.1%）しかなく、他の 10 例は当該受理以前から児童相談所が何らかの形で関わっていた。当初の関わりの方は、身体的虐待で受理されて以前に相談等があった 5 ケー

スでは、適性・進路相談が 1 例、養護相談が 3 例、言語発達障害相談が 1 例だった。ネグレクトが主のケースでは、以前に相談があった 10 ケース中、養護相談が 5 例、言語発達障害相談・しつけ相談・DV 相談・不登校相談・性行相談がそれぞれ 1 例ずつであった。ちなみに 5 歳ケースと 14~15 歳ケースを合わせた全体での集計でもネグレクトは当該受理以前に相談歴のある事例がやや多く（総括研究報告の表 22）、ネグレクトの場合は早くから長期にわたって児童相談所が関与するケースが多いのではないかと推測される。

表2 当該受理までの児童相談所との関わり

|              | 当該受理が初めて   | 以前に相談・通告有り | 計           |
|--------------|------------|------------|-------------|
| 身体的虐待が主 (%)  | 8<br>61.5  | 5<br>38.5  | 13<br>100.0 |
| ネグレクトが主 (%)  | 3<br>23.1  | 10<br>76.9 | 13<br>100.0 |
| 心理的+性的虐待 (%) | 1<br>50.0  | 1<br>50.0  | 2<br>100.0  |
| 合計 (%)       | 12<br>42.9 | 16<br>57.1 | 28<br>100.0 |

### 2. 当該受理以前の小学校の関わり

次に当該受理以前に学校が関わっていたかどうかについて調べた結果を表 3 に示す。10 歳ケースは全対象児が小学生であるため、ここでは小学校の関わりに限定して検討する。なお、心理的虐待と性的虐待については、それぞれ 1 ケースずつしかないのでここでは分析の対象としない。

身体的虐待として受理したケースのうち、53.8%にあたる 7 ケースで当該受理以前から学校が対応していることが明らかになった。また、小学校について児童相談所の記録に記載の無かった残りの 6 ケースの

うち、1 ケースでは当該児のきょうだいが通う中学校での対応が認められた。別の 1 ケースでは、本調査の対象となった平成 15 年以前から対象児が児童養護施設に入所しており、児童養護施設が学校との連絡を取り合っていたと考えられる。このような場合は、児童相談所の記録には特に記載されなかった可能性がある。

半数弱では小学校についての記載がない身体的虐待ケースに対し、ネグレクトでは 8 割以上に受理以前から小学校の関わりがあった。さらに身体的虐待同様、小学校の対応について記載がないものの中に、きよ

うだいの通う別の学校で対応されていたものが1ケース含まれていた。前節で述べたように、ネグレクトでは当該受理以前から児童相談所が関与していた事例が多いが、ほとんどの場合、子どもの通う小学校でもさまざまな対応がなされていることがわかる。

対応の内容を表4にまとめた。身体的虐待では、受理以前から小学校で不自然な傷や痣を把握していたケースが5例あるが、うち4例ではこのことを機に学校が児童相談所に通告している。また家族や親族が虐待を心配して学校に相談し、学校がそれを

受けて通告したケースが2例あった。

ネグレクトでは当該児が食事を取っていない、長い間入浴しておらず不潔になっている、季節に合わない服装をしている等で学校が家庭に対して指導を続けていた事例が多い。欠食や不潔さと不登校とが同時進行して問題視され、対応されていた場合もあり、全部で10ケース(76.9%)となった。身体的虐待とは異なり、家族や親族から学校に相談があつて発見されたケースはない。学校では特に問題なしとされていたものも1例あった。

表3 当該受理以前の小学校の関わり

|                 | 学校対応の記載なし               | 受理以前から学校で対応 | 計           |
|-----------------|-------------------------|-------------|-------------|
| 身体的虐待が主<br>(%)  | 6 <sup>注)</sup><br>46.2 | 7<br>53.8   | 13<br>100.0 |
| ネグレクトが主<br>(%)  | 2 <sup>注)</sup><br>15.4 | 11<br>84.6  | 13<br>100.0 |
| 心理的・性的虐待<br>(%) | 1<br>50.0               | 1<br>50.0   | 2<br>100.0  |
| 合計<br>(%)       | 8<br>28.6               | 20<br>71.4  | 28<br>100.0 |

表注) 受理以前から当該児のきょうだいの学校がかかわり、指導・支援していた記載が1ケースずつ含まれる。

表4 当該受理以前に小学校が行った関わり

| 身体的虐待の場合<br>(小学校が関わった7例について)  | ケース数 |
|-------------------------------|------|
| 不適切な養育者の関わりや、傷・痣などの被害を発見      | 5    |
| 家族・親族から学校へ相談                  | 2    |
| 学校では特に問題なし                    | 0    |
| ネグレクトの場合<br>(小学校が関わった11例について) | ケース数 |
| 欠食、不潔、不登校などで学校が関わり            | 10   |
| 家族・親族から学校へ相談                  | 0    |
| 学校では特に問題なし                    | 1    |

### 3. 当該受理後の小学校の関わり

表5は、当該受理後に小学校が対応していたかどうかについてまとめたものである。全体の8割弱に受理後も学校で何らかの対応をしたという記載があり、学校対応について何も記載されていなかった記録は21.4%であった。ただしこの21.4%の中には、受理後に当該児が家庭を離れ施設入所したため、それまで通っていた小学校から別の小学校に転校したと思われるケースも含まれている。このような事例では、施設

が養育者として学校と関わるため、詳細が本研究の対象である児童相談所の記録に記載されていないことがあると思われる。実際には学校で何らかの支援・対応がなされている可能性がある。

受理以降の学校の関わり方は、児童相談所と連絡を取り合いながら様子を見守る場合がほぼすべてであり、それ以外に特別な対応を学校が行っていたという記載は見られない。また、虐待種別による大きな対応の差は認められない。

表5 当該受理以降の小学校の関わり

|                 | 学校対応の<br>記載なし | 学校対応の<br>記載有り | 計           |
|-----------------|---------------|---------------|-------------|
| 身体的虐待が主<br>(%)  | 4<br>30.8     | 9<br>69.2     | 13<br>100.0 |
| ネグレクトが主<br>(%)  | 2<br>15.4     | 11<br>84.6    | 13<br>100.0 |
| 心理的+性的虐待<br>(%) | 0<br>0.0      | 2<br>100.0    | 2<br>100.0  |
| 合計<br>(%)       | 6<br>21.4     | 22<br>78.6    | 28<br>100.0 |

### 4. 虐待種別と子どもの抱える困難について

各種の障害は虐待のリスク因子として考えられているが、障害を含め、当該児が抱えていた様々な困難を虐待種別に見たものが表6である。心理的虐待及び性的虐待については事例数が少ないためここでは検討しない。

身体的虐待では当該児が何らかの障害を持つケースが多く、全体の6割を占める。ここでの「何らかの障害」とは、当該児が「病弱、あるいは虚弱」「身体障害」「知的障害」「発達障害」「自閉症」「言語遅滞」のいずれか、もしくは複数を抱えていると記載されたものである。また暴力や非行傾向を示す

者も同様に6割にのぼる。その一方で、不登校傾向を示していた者はそれほど多くない。

逆にネグレクトでは、61.5%が長期欠席をしたり不登校傾向を持っていた。身体的虐待で見られた障害や暴力傾向・非行は、ネグレクトでは少数派である。いじめ被害もネグレクトケースでは少ないが、長期欠席の場合、学校でいじめを受ける機会そのものが少ないと考えられる。

参考までに、14～15歳ケースについて虐待種別と子どもの抱える困難について調べた結果を表7に示す。14～15歳でもネグレクトについては不登校傾向が多いことが明らかである。しかし10歳ケースと異なり、

身体的虐待の場合に何らかの障害を持つケースは多くなく、また、暴力傾向・非行を示す者もさほど多くはない。当該児の年齢や発達段階により虐待の影響のあらわれ方が異なることも考えられる。例えば小学生

のうちは身体も小さく、障害などが身体的虐待の呼び水となりやすく、直接自分の受けた被害を他者に対する暴力等に転化する形を取りやすいのかもしれない。

表6 虐待種別に見た当該児童の抱える困難(複数回答)

|             | 人数 | 何らかの障害    | いじめ被害     | 不登校(傾向)    | 暴力傾向非行     |
|-------------|----|-----------|-----------|------------|------------|
| 身体的虐待が主(%)  | 13 | 8<br>61.5 | 4<br>30.8 | 2<br>15.4  | 8<br>61.5  |
| ネグレクトが主(%)  | 13 | 3<br>23.1 | 1<br>7.7  | 8<br>61.5  | 2<br>15.4  |
| 心理的+性的虐待(%) | 2  | 1<br>50.0 | 1<br>50.0 | 1<br>50.0  | 0<br>0.0   |
| 合計(%)       | 28 | 6<br>21.4 | 6<br>21.4 | 11<br>39.3 | 10<br>35.7 |

表7 (参考)虐待種別に見た当該生徒(14~15歳)の抱える困難(複数回答)

|             | 人数 | 何らかの障害     | いじめ被害      | 不登校(傾向)    | 暴力傾向非行     |
|-------------|----|------------|------------|------------|------------|
| 身体的虐待が主(%)  | 11 | 2<br>18.2  | 3<br>27.3  | 2<br>18.2  | 2<br>18.2  |
| ネグレクトが主(%)  | 16 | 8<br>50.0  | 6<br>37.5  | 14<br>87.5 | 8<br>50.0  |
| 心理的+性的虐待(%) | 12 | 6<br>50.0  | 4<br>33.3  | 5<br>41.7  | 4<br>33.3  |
| 合計(%)       | 42 | 16<br>38.1 | 13<br>31.0 | 21<br>50.0 | 14<br>33.3 |

#### D. 考察

##### 1. 学校の果たす役割

以上、小学生の対象児について、学校がどのように関わってきたか、また抱える困難と虐待の種別との関連について見てきたが、これらから以下の2点が指摘できる。

第一に、小学校はかなり多くのケースで虐待を受けた子どもに対応している。児童相談所と連携して情報を提供したり、子どもの毎日の状況を注意深く見守るなど、できることは行っている感が強い。また、学

校からの虐待通告も散見される。これらから、虐待の早期発見の拠点として、小学校はそれなりの役割を果たしていると言えるだろう。

第二に、小学校は義務教育であるため、見守りの主体として極めて重要な位置を占めているという点が指摘できる。多くの事例において、当該受理の前後で学校が情報を提供し、毎日の様子を把握している。また不登校の場合は、学校が何らかの働きかけを行うのがもともと自然であり、支援と



しても受け入れやすいのではないかと考えられる。

しかしながら、学校の対応が万全かと言えば決してそうではない。今回検討した事例の中には、加害者である養育者が暴力的・攻撃的なため、学校や地域などの支援する側が恐怖に怯えてなかなか積極的な対応に出られなかった例も1ケースだけ存在した。警察も含め、どの機関が当事者に対してどのような役割を取るかといったモデル事例を提示することも事態の展開に役立つと思われる。また「モンスター・ペアレント」という語がマスコミをにぎわしているが、論理が通じにくい、約束を守れない、さまざまなことへの理解ができにくいといった難しい保護者に対する対応について、学校以外の医療や福祉の専門機関が教員向けに研修を行う機会を作っても良いのではないかと。学校は子どもの問題に対してはノウハウを持つが、子どものことについて連携すべき立場にある大人の保護者が精神疾患や各種の障害を持つと推測される場合、対応はどうしても手探りになると思われる。そのような場合に教育機関がどのように医療機関や福祉機関と連携するかは今後の課題のひとつであろう。

## 2. 子どもの抱える困難との関係

多くの事例で子どもの側の障害やいじめ被害、不登校が虐待とかかわっていた。これらはいずれも学校が気づきやすいサインであり、学校の通常の指導の中で支援できる内容である。ネグレクトの場合に特に当該受理以前から学校が関わっている例が多いが、これは欠席がちであったり長期欠席する、必要な衣服や道具類を購入できない

など、学校が関わらざるを得ない兆候を子どもが示すために早くから虐待のサインに気づきやすいということかもしれない。一方、身体的な虐待は、継続して身体に傷が確認されないと気づきにくい面もあると考えられる。本報告で見てきた10歳ケースでは、身体的な虐待の場合に子ども自身の非行や暴力が多いことが示されたが、そうした関連性や対応方法についてを教育機関にもっと示してゆく必要がある。

ただし、不登校気味であったにもかかわらず学校が問題視していなかったのか、具体的な学校での対応がまったくわからない事例も1ケースだけ存在した。また、虐待事例として受理された後も、多くのケースでは子どもは家庭に留まっており、引き続きの支援が必要である。本報告で分析した事例では、当該受理以降の学校対応は見守りがほぼすべてであったが、見守りには関わる教師や管理職など学校の力量が大きく関わってくる。さらには今回の調査にはあられもない事例、つまり児童相談所で虐待として受理されるまでには至らないが、学校で虐待を疑いながら支援や指導に試行錯誤している事例はかなり多いのではないかと推測される。そのような場合に、学校であるからこそできる介入のあり方を考える必要があると思われる。学校ソーシャルワーカーの活用や、スクール・カウンセラーを利用しての対象児・対象者への個別カウンセリングの機会なども考慮されて良いだろう。

## E 結論

全体の中から当該児が10歳である28事例を取りあげ、虐待の種別により学校の関

わりはどう異なるか、また、子どもの抱える困難とはどのような関連があるのかについて検討した。

小学校はかなりの場合、早期発見の拠点として機能していた。またネグレクトの場合に当該受理以前から子どもや家庭に働きかけているケースが多かった。さらに身体的虐待を受けた子どもに障害や、暴力・非行傾向があることが多く、ネグレクトでは大多数に不登校傾向が認められた。

当該受理以降も、児童相談所と連携しながら対応する学校が約8割であったが、対応の内容は見守りがほとんどであった。学校ならではの積極的な対応としてはどのようなことができるのかを考えることが今後の検討課題のひとつである。

『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的  
困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』

研究代表者 松本伊智朗

分担研究報告（Ⅲ 保育所・学校における支援）

7 被虐待児の教育機会と社会的自立を保障する条件—中等教育段階を中心として—  
大澤真平（北海道大学大学院教育学院博士後期課程）

研究要旨

本報告は、「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証研究」の全体調査から、当該受理年度に 14 歳・15 歳であった 42 例のケースを扱い、主に中等教育段階の教育機会とその後の社会的自立についての課題を分析するものである。主な知見は以下の通りである。

- ①義務教育段階での学校適応において、一時保護や施設入所経験、不登校、問題行動、いじめ被害など、様々な困難が累積しており、安定して学校生活を継続できる状況にはなかった。
- ②特にネグレクトケースで、小学校段階から中学校段階になると急激に不登校状態が広がっていた。そのため、教育権の実質的な保障の観点からネグレクトケースの不登校対応について特に留意する必要がある。
- ③高校進学に関して生活基盤の安定が条件として欠かせず、高年齢児童の社会的養護の重要性は教育機会の保障の観点からも重要であった。
- ④高校進学に際して家庭外的生活基盤を必要としていたケースでは、特に経済的な困難を抱えている傾向が高かった。
- ⑤社会的自立について、高校卒業時点で児童福祉施設に関連していない場合、児童相談所では現状が把握されていなかった。
- ⑥児童養護施設から就労した被虐待児は、生活基盤の確保と職業選択がセットになっており、その選択肢は極めて限られたものであった。

社会経済的な不利が累積した家族に生まれ育ち、家族資源に頼ることができない場合、その不利は子ども世代に転移する可能性が高い。そのため、家族資源を補う、あるいは代替する機能がその緩和には欠かせない。特に生活基盤の確保は教育機会にも社会的自立にも決定的な役割を果たしており、今後、高年齢児童の社会的養護対応について整備が必要と考えられる。

## A 研究目的

子どもの虐待問題はその心身への影響だけでなく、家族の生活困難や社会経済的資源の不利を背景とした教育機会と社会的自立への影響も懸念される問題である。これまでも、児童養護施設や児童自立支援施設などにおいて、被虐待児の社会的自立の問題は検討されてきた。しかし、児童福祉施設における領域的な社会的養護の問題ではなく、施設利用を含みながらも幼少期から青年期へかけて続く被虐待児の教育機会と社会的自立を、トータルとして誰がどのように責任を持って保障するのか、あるいはその現状はどうなっているのかといった問いかけは十分ではない。

特に「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証研究」の全体調査結果からは、被虐待児の生育家族において、貧困、障害、疾病、失業、DV、ひとり親世帯、そして社会的排除といった複合的な困難の累積が示されている。そこからは教育機会と社会的自立の前提となる、子どものケアと生活の安定の基盤そのものが脆弱性を帯び、あるいは成り立っていない状況が理解できる。

被虐待児に関わらず、これまでの不平等の再生産研究において、社会経済的不利を負う子どもの教育達成と社会的自立には不平等が存在していることは繰り返し証明されてきた。そうであるなら、被虐待児についてもそのことを前提に各機関が役割を分担しながら、被虐待児の教育機会と社会的自立の保障について対応をとる必要がある。少なくとも本調査の被虐待児は児童相談所による福祉的対応の網に乗っており、家族

の中に子どもが閉ざされた（隠された）状態ではない。しかし、それは逆に家族が資源として機能することがより難しいということも意味している。これらのことは一般的な不平等の再生産研究とは大きく異なった視点である。

そこで、本報告では14歳・15歳ケースの中等教育段階の学校適応と進路選択の実際、その背景となる学校教育機関の役割、登校や就労の基盤となる場所や支えとなる社会関係などの各条件を分析することで、教育機会と社会的自立の保障についての課題を明らかにすることを目的とする。ここでは結果的に、子どものケアと生活の安定の基盤の重要性が再認識されることになるだろう。なお、ここでの教育機会とは、義務教育を含め学校教育全般を適切な状態で実質的に受けることが出来るかという側面と、高校及び高等教育機関への進学が可能かという側面を指している。

## B 研究方法

### 1. 対象ケースの概要—全体的な調査結果から—

#### (1) 対象ケースの年齢及び学年

本報告では全体調査（詳細は全体報告を参照のこと）のなかから、当該受理年度に14歳・15歳だったケースを扱う。このケースは全部で42例あり、虐待種別の内訳は身体虐待11例、ネグレクト19例、心的虐待6例、性的虐待6例となっている（表1）。うち性的虐待に姉妹ケースがあるため、家族を対象とする場合は41世帯となる。

また、教育機会を考えるときには学校段階と学年が重要になるが、14歳・15歳ケースと年齢がまたがっているため、学年度と